

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト環境影響評価方法書に対する勧告について

令和 8 年 6 月 1 6 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト環境影響評価方法書について、ENEOS Power 株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、神奈川県知事の意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：神奈川県川崎市川崎区扇町 1 2 番 1 号
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：約 7 5 万 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令 和 7 年 5 月 1 2 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令 和 7 年 7 月 2 5 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令 和 7 年 8 月 8 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令 和 7 年 1 2 月 2 3 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令 和 8 年 2 月 1 9 日
神 奈 川 県 知 事 意 見 受 理	令 和 8 年 5 月 1 9 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令 和 8 年 6 月 1 6 日

問合せ先：電力安全課 小西、瀧澤
電話：03-3501-1511（内線：4921）

(別紙)

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト環境影響評価方法書に対する勧
告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

対象事業実施区域の一部は土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の形質変更時要届出区域に指定されていることから、土地の造成工事実施時における土壤汚染物質の拡散に伴う環境への影響が懸念される。このため、工事に当たっては汚染土壤が区域指定されていない場所に広がらないよう、適切に調査、予測及び評価を行うこと。